

みんなでささえる 国保会計



「減免」と「傷病手当金」をご存じですか？

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の「減免」について

■新型コロナウイルス感染症の影響により、①または②に該当する方は減免の対象になります。

①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 → 保険税(料)を全額免除

②主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれ、かつ減免の要件に該当する世帯の方

→ 保険税(料)の一部を減額

※事業・不動産・山林・給与のいずれかの収入が前年に比べ10分の3以上減少するなど

■申請書のダウンロード(申請には、収入を証明する書類が必要です)

国民健康保険：黒潮町公式ホームページ(<https://www.town.kuroshio.lg.jp/>)

後期高齢者医療：高知県後期高齢者医療広域連合ホームページ(<https://www.kochi-kouiki.or.jp/>)

○お問い合わせ 国民健康保険税の減免について 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816

後期高齢者医療保険料の減免について 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800

国民健康保険と後期高齢者医療保険の「傷病手当金」について

■新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われた対象者(※)のうち、①～③の条件すべてに該当する方に傷病手当金を支給します。

①新型コロナウイルス感染症に感染したまたは発熱などの症状があり感染の疑いがあることから、療養のために労務に服することができなかった。

②連続3日間の休業を含め、4日以上労務に服することができなかった。

③休業中に給与を受けていない(一部でも受けている場合は、支給額を減額調整)。

※対象者:国民健康保険は、給与などの支払を受けている者(専従者を含む)または事業を営んでいる者

後期高齢者医療は、給与などの支払を受けている者(専従者を含む)

■申請書のダウンロード 黒潮町公式ホームページ(<https://www.town.kuroshio.lg.jp/>)

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800

～薬を正しく使いましょう～

「必要以上の薬の投与」あるいは「不必要な薬の処方」がされている状態を「ポリファーマシー」といい、その問題点として、薬物有害事象(※)の発生の増加、薬剤費の増大に伴う医療費の高騰、残薬の増加などがあげられます。

対策として「お薬手帳」を活用することで、医師や薬剤師に「普段使用している薬に関する情報」を正確に伝えることができます。そのため、「お薬手帳」は、病院や薬局ごとに分けて一冊にまとめておきましょう。

受診する際には、お薬手帳を持参し、かかりつけ薬局を利用するなど、使用している薬についての情報共有を行いましょう。また、お薬手帳は災害などの緊急時の備えにも有効です。

※薬物有害事象:薬を投与された患者に生じたあらゆる好ましくないまたは意図しない徴候や症状、または病気、副作用など

～領収書などはしばらく保管しましょう～

医療機関で発行してもらった領収書などは、しばらく保管しておくようにしましょう。

高額療養費の払い戻しには、領収確認が必要です。また、医療費の請求に間違いがあれば確認することができますし、確定申告や住民税の申告で医療費控除を受ける際にも領収書が必要になります。

○お問い合わせ 本 庁 住民課 国保係 ☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112